新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※最新の情報はホームページをご覧ください

新型コロナワクチン追加接種(4回目)のお知らせ

新型コロナワクチンの追加接種(4回目)は、追加接種(3回目)を受けてから5か月以上経過した①60歳以上の方②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方・その他、重症化リスクが高いと医師が認める方が対象です。

①60歳以上の方

3回目の接種を受けた日	4回目の接種券発送日	接種開始日	
2/15まで	発送済み	接種券が到着し、追加接種 (3回目)を受けてから 5か月以上経過後	
2/16~2/28	7/11归		
3/1~3/15	7/25例		

^{※3/16}以降に3回目の接種を受けた方は、接種可能な時期が近づき次第、順次発送

予約方法 豊橋市WEB予約サイトまたは豊橋市新型コロナワクチンコールセンター

②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方・その他、重症化リスクが高いと医師が認める方(要申請) ※基礎疾患の詳細はホームページ参照

接種を希望する方からの申請に基づいて、接種券を発送します。申請は以下の方法で受け付けます。

インターネット	電話	郵送または窓口
二次元コードを読み取り、必要事項を入力 「関を入力」 「関係を表現した。」 「関係を表現した。」	豊橋市新型コロナワクチンコールセンター※受付時間は8:30~17:15	二次元コードから申請書などを印刷し、必要事項を記入のうえ、感染症対策室へ郵送(〒441-8539中野町字中原100豊橋市保健所内)するか、窓口に持参※申請書などは追加接種の実施医療機関、各窓口センター、健康政策課ほかで配布

問合せ 豊橋市新型コロナワクチンコールセンター ☎0570·09·5670 HP 94695

|集団接種会場のお知らせ(追加接種(3・4回目)対象)

○市が実施する集団接種(モデルナ社製ワクチン)

とこ ろ	とき	予約開始日	接種予定人数
保健所・保健センター	7/3(日)	6 /26/D0:20	840人/日
	7/10回	6/26⊞8:30	
	7/17(日)	7/10/□\0:20	
	7/24(日)	7/10⊞8:30	

対象 市が送付する追加接種(3・4回目)の接種券をお持ちの18歳以上の方

時 間 9:00~16:00

予約方法 豊橋市WEB予約サイトまたは豊橋市新型コロナワクチンコールセンター

問合せ 豊橋市新型コロナワクチンコールセンター ☎0570·09·5670 HP 94724

マスク着用の考え方について

マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要ですが、次のような場合には、マスクを着用する必要はありません。

〇屋外・屋内でのマスク着用について

屋外

人との距離を2m以上確保できる場合や、距離が確保できなくても会話をほとんどしない場合



屋内

人との距離を2m以上確保でき、会話をほとんどしない場合※図書館など



〇子どものマスク着用について

小学生~高校生

屋内外・プールなどでの体育の授業や 運動部活動、登下校中は、マスクを着 用する必要はありません



就学前児

2歳未満児については、マスクの着用は推奨しません。また、2歳~就学前の子どもには、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めていません

- ・高齢の方と会うときや、病院に行くときは、マスクを着用しましょう
- ・マスクを着用しない場合であっても、手洗いや「密」の回避などの基本的な感染対策を継続しましょう

支援のお知らせ

収入が減少した方の 令和4年度保険税(料)を減免します

対象:新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合①事業収入や不動産収入、山林収入または給与収入が昨年に比べ3割以上減少した(所得制限あり)②死亡または重篤な傷病を負った減免額:①減少する所得に応じ算出した保険税(料)の2割~全額②全額 申請:来年5/31/以までに、申請書などを国保年金課(〒440-8501住所不要)※申請書などは国保年金課、ホームページほかで配布

問合せ 国保年金課(国民健康保険税は☎51・2295、後期高齢者医療保険料は☎51・3132)

HP 国民健康保険税は94037、後期高齢者医療保 険料は8034

住民税非課税世帯などへ 臨時特別給付金を支給します

対象:令和3年度分を受給していない、次のいずれかに該当する世帯①令和3年12月10日時点で豊橋市に住民登録があり、世帯全員の市民税均等割(令和4年度分)が非課税②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、世帯全員それぞれの1年間の収入見込み額が市民税非課税水準を下回る 支給額:1世帯につき10万円 申請:①は世帯主に送付する確認書を臨時特別給付金事務局(〒440-8501住所不要)②は臨時特別給付金事務局へ申請が必要。申請方法など詳細はホームページ参照※申請書はホームページで配布

問合せ 臨時特別給付金コールセンター(☎26·2260)

HP 90633

低所得の子育て世帯に 生活支援特別給付金を支給します

ひとり親世帯

対象:市内に住所があり、18歳到達年度終了前(障害がある場合は20歳未満)の子どもがいるひとり親世帯で、次のいずれかに該当する方①児童扶養手当を受給していない公的年金受給者で、収入が児童扶養手当の所得制限額を下回る②新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の収入が児童扶養手当の受給水準となった申請:7/12%~来年2/28%に申請書などを子育て支援課(下440-8501住所不要な51・2320)

その他の世帯

対象:市内に住所があり、18歳到達年度終了前(障害がある場合は20歳未満)の子どもがいる、ひとり親世帯が対象の給付金を受けていない世帯で、次のいずれかに該当する方①住民税非課税で児童手当を受給していない②新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の収入が住民税非課税の水準となった申請:7/19火~来年2/28火に申請書などを子育て支援課(〒440-8501住所不要な51・3161)

[共通事項]

支給額:子ども1人につき5万円 その他:申請書などは ホームページで配布。支給要件など詳細はホームページ 参照

問合せ 子育て支援課(ひとり親世帯は☎51・2320、その

他の世帯は☎51・ 3161)

HP ひとり親世帯は 94868、その他の 世帯は84021

